

東日本大震災・被災ペット対応について

平成24年4月16日
環境省

1. 環境省における主要な取組

- ・ 緊急災害時動物救援本部や各自治体と連携して、被災ペットの救護を支援。
- ・ 緊急災害時動物救援本部を構成する4団体（（公財）日本動物愛護協会、（公社）日本愛玩動物協会、（公社）日本動物福祉協会、（公社）日本獣医師会）やペットフード協会等を含めた動物愛護の関連15団体に向けて、緊急災害時動物救援本部が行う被災地における家庭動物の保護・収容及び適正な飼養への支援に係る協力を要請。
- ・ 動物用ケージ2,542個、テント56張を購入し、被災自治体及び被災者受入自治体に発送。
- ・ 平成23年度本予算で、被災地等における仮設の動物収容施設設置に関する支援を実施。

2. 自治体等における取組

- ・ 飼い主からの引取り犬、放浪犬等については、各自治体により、動物愛護センターや保健所において動物愛護管理法に基づく収容、譲渡、飼い主探索等を実施。
- ・ 各地方獣医師会や動物愛護団体は、自治体と連携して被災動物の治療・一時預かりやペットフード等の物資の配付、避難所等の情報収集等を実施。
- ・ 岩手県、宮城県、仙台市および福島県では自治体が地方獣医師会、地元動物愛護団体などと現地動物救護本部を設置し、組織的に活動を実施。
- ・ 現在、少なくとも岩手県全域、宮城県、福島県の多くの市町村では仮設住宅でのペット連れ入居を可とする方針であると確認。
- ・ （社）ペットフード協会加盟88社のうち39社より、総計約296トンのペットフードの支援の申し出があり、順次発送。

3. 警戒区域内のペット保護・回収活動の状況

＜保護活動の実施＞

- ・ 福島県が、警戒区域内のペットについて昨年4月28日から5月2日の5日間に実態調査を実施。初日には環境省も同行。[犬27頭、猫2頭を保護]
- ・ 5月10日から8月26日まで、住民の一時立入と連動して、環境省及び福島県が全面的に協力し、他の自治体と緊急災害時動物救援本部の協力を得てペットの保護、回収活動を合同で実施。[犬300頭、猫191頭を保護]
- ・ 8月26日に住民の一時立入りが一巡したことから一時立入りに連動した保護活動は終了、その後は警戒区域内の放浪犬・猫の保護活動を行っている。特に10月24日から11月18日までは、他の自治体の協力を得ながら警戒区域内の放浪犬・猫の一斉保護を実施。[犬88頭、猫35頭を保護(8/31～2/29)]

- ・ 1月30日から2月10日まで、警戒区域内の犬及び猫の生息状況調査を実施。この結果等を参考に、今後の保護方針や捕獲手法、譲渡の推進等について検討するため、有識者や自治体を集めた検討会を開催。検討会開催後、3月1日から3月19日にかけて、警戒区域内の放浪犬・猫の一斉保護を実施。〔犬13頭、猫93頭を保護〕
- ・ これまでに行政が警戒区域から保護したペットは、平成23年4月28日から平成24年4月4日までに犬428頭、猫321頭。このうち、元の飼い主に返還されたのは、犬135頭、猫128頭、新しい飼い主へ譲渡されたのは、犬104頭、猫17頭（4月4日現在）。現在保護中のペットは福島県の一時収容施設に収容しているほか、一部は動物病院等において一時預かりしている。
- ・ 環境省及び福島県が民間団体による被災ペットの保護を目的として警戒区域内の立入基準等を定めたガイドライン（適用期間：12月5日～27日）を作成、民間団体（計16団体）が公益立入の許可を得て、保護依頼を受けた犬・猫等の保護活動を実施。この活動により犬34頭、猫298頭が保護された。
- ・ 1月29日から始まった3巡目の住民の一時立入りに伴い、住民自らペットを持ち出すことが可能となった。4月12日現在、犬2頭、猫6頭が持ち出された。

＜シェルターの収容状況＞

- ・ 福島県の一時収容施設に収容されている数は以下のとおり。
 - 第1シェルター（福島市飯野）※4月下旬開設
 - 4月12日現在の収容数：犬85頭、猫88頭
 - 第2シェルター（田村郡三春町）※9月下旬開設
 - 4月12日現在の収容数：犬86頭、猫44頭

＜人的支援＞

- ・ 活動の実施に当たり、環境本省からペット保護担当の職員1～2名を原子力災害現地対策本部（オフサイトセンター）に常駐、地方環境事務所等からも最大5名を派遣。3月30日まで計66名の職員を派遣。
- ・ 保護・回収に当たり、環境省からの人材協力要請を受け、18自治体（東京都、兵庫県、栃木県、長野県、名古屋市、神奈川県、川崎市、群馬県、静岡県、山梨県、茨城県、京都府、鳥取県、徳島県、滋賀県、愛媛県、青森市、横浜市）が支援（3月21日現在の実績）。
- ・ 保護・回収に当たり、環境省からの人材協力要請を受け、（社）日本獣医師会等は154名の獣医師を推薦。環境省自然環境局長が動物救護専門員として委嘱し、警戒区域内のペット保護・回収等の活動を実施。

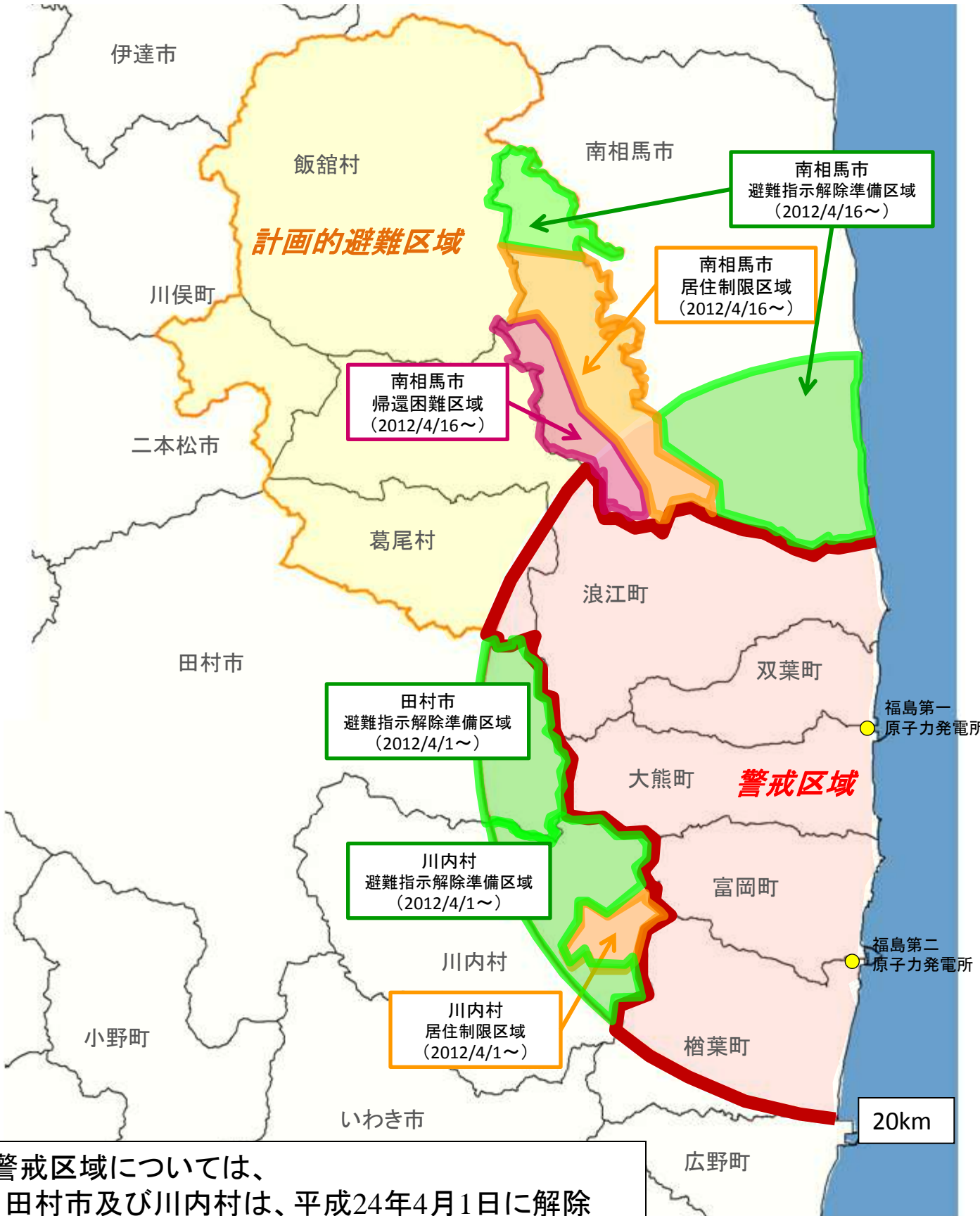
＜今後の予定＞

- 平成24年度予算により、以下の事業を実施。
- ・ 引き続き、警戒区域内における被災ペットの保護活動を実施。
 - ・ 保護したペットを収容するための臨時シェルターを三春シェルターの敷地内に設置し、専門スタッフによる適切な飼育管理を行う。
 - ・ 飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡を推進するため、内部被ばく量調査や不妊去勢措置を実施。

＜参考＞新たな避難指示区域設定後の区域運用の整理

	区域の基本的考え方	区域の運用について
避難指示解除準備区域	年間積算線量20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域	<ol style="list-style-type: none"> ① 主要道路における通過交通、住民の一時帰宅(ただし、宿泊は禁止)、公益目的の立入りなどを柔軟に認める。 ② ア)製造業等の事業再開(病院、福祉施設、店舗等居住者を対象とした事業については再開の準備に限る)、イ)営農の再開(※)、ウ)これらに付随する保守修繕、運送業務などを柔軟に認める。 ③ 一時的な立入りの際には、スクリーニングや線量管理など放射線リスクに由来する防護措置を原則不要とする。 <p style="text-align: center;">※稲の作付け制限及び除染の状況を踏まえて対応</p>
居住制限区域	年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難の継続を求める地域	<ol style="list-style-type: none"> ① 基本的に現在の計画的避難区域と同様の運用を行う。 ② 住民の一時帰宅(ただし、宿泊は禁止)、通過交通、公益目的の立入り(インフラ復旧、防災目的など)などを認める。
帰還困難区域	5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域	<ol style="list-style-type: none"> ① 区域境界において、バリケードなど物理的防護措置を実施し、住民に対して避難の徹底を求める。 ② 可能な限り住民の意向に配慮した形で住民の一時立入りを実施する。その際、スクリーニングを確実に実施し個人線量管理や防護装備の着用を徹底する。

(平成24年4月1日以降)



警戒区域については、
・田村市及び川内村は、平成24年4月1日に解除
・南相馬市は、平成24年4月16日に解除

シェルター一位置図

当日限り配布資料